

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金 申請の手引き（令和6年度）

1. 実施計画届

補助対象事業を実施しようとするとき（実施前に1回のみ提出）

提出書類

- 別紙共通様式
- 第1号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届）
- 第2号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明）
- 市税納付確認書
- 申請者（担当者）の本人確認書類（運転免許証など）の写し
- 相手方登録申請書 ※市の財務会計システムに口座登録がないまたは登録内容に変更が生じたとき
（例：代表取締役や住所、振込口座が変更になったときなど）

市で届出内容を確認し、適正と認めたときは「船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書」（第3号様式）で通知します。

**※本補助金は予算の範囲内で交付するため、事前に周知の上、
実施計画届で届け出ていただいた事業実施期間の途中で事業終了となる場合があります。**

2. 交付申請

補助金の交付を受けようとするとき

（賃金改善を実施した月の翌月以降に提出、毎月もしくは複数月分まとめて）

※なお、年度末に関しては、実施後すみやかにご申請ください。

提出書類

- 別紙共通様式
- 第4号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書）
複数月分まとめて申請する場合は、第4号様式の2（内訳表）も併せて提出
- 訪問看護職員に対し支払った給与明細の写し（賃金改善分の支払いがわかるもの）
- 訪問看護職員の募集にかかる宣伝広告を行った場合は、宣伝広告の実施を証明するもの（広告物の見本等）及び宣伝広告経費を証明するもの（領収書等）

※利用者の募集や、訪問看護職員（看護師・准看護師・保健師）以外の職種のための宣伝広告は対象になりませんのでご注意ください。補助対象外となった経費については、補助交付やその他の措置はないため、不明な点がある場合は、宣伝広告にかかる契約前に事前にご相談ください。

市で申請内容を審査し、適正と認めたときは「船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付決定通知書」（第5号様式）で通知し、指定の口座に補助金を支払います。

3. 中止又は廃止の届出

年度途中で補助金の交付を受けることをやめようとするとき (必要時)

提出書類

- 別紙共通様式
- 第6号様式 (船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業中止(廃止)届)

4. 消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告

補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき

(交付申請時に、消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定した事業所
のみ提出)

提出書類

- 別紙共通様式
- 第7号様式 (船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書)

★各様式は、船橋市ホームページの「健康・福祉・衛生→介護保険・介護予防→介護の仕事への就職・研修支援→訪問看護職員雇用促進事業補助金について」にありますのでご利用ください。

●この補助金についての問い合わせ・提出書類の送付先

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市介護保険課総務係 (担当：沖・谷津・田中)

電話：047-436-3306 FAX：047-436-3307